

## 訂正のご案内

この度は、LEC公認会計士講座をご利用頂き、誠に有難うございます。

2026年 論文グレードアップ講座(EA/B26216) 租税法の下記教材に訂正事項がございましたので、お知らせ致します。

教材作成上の訂正事項が生じたことを、心よりお詫び申し上げます。今後改善に努めてまいりますので、受講生の皆様におかれましては、ご了承の程、何卒よろしくお願い申し上げます。

- ・ 上級フォーサイト 租税法 テキスト [法人税法・応用編] (EL26013)
- ・ 上級フォーサイト 租税法 テキスト [消費税法] (EL26015)
- ・ 上級フォーサイト 租税法 テキスト [理論編] (EL26016)
- ・ 租税法 法人税・基礎2 過去問チャレンジ (EM26012)
- ・ 租税法 所得税 過去問チャレンジ (EM26014)
- ・ 租税法 過去問チャレンジ 理論編 (EL26031)

上級フォーサイト 租税法 テキスト [法人税法・応用編] (EL26013)

P41-18 (4)①別表五 (一) の記載 図表

【誤】

別表五 (一) I	取扱い	別表五 (一) II
納税充当金	会計で計上された未払法人税等 (法人税等・住民税等・事業税等) → 会計上負債であるが、 税務上は負債とならない (別表五 (一) では正数表示) → 損金経理した納税充当金 は別表四 (加・留)	納税充当金の計算
未納法人税等 未納道府県民税 未納市町村民税	確定した税額 (事業税等を除く) → 税務上負債となる。 (別表五 (一) では負数表示)	納付の状況から転記

【正】

別表五 (一) I	取扱い	別表五 (二)
納税充当金	会計で計上された未払法人税等 (法人税等・住民税等・事業税等) → 会計上負債であるが、 税務上は負債とならない (別表五 (一) では正数表示) → 損金経理した納税充当金 は別表四 (加・留)	納税充当金の計算
未納法人税等 未納道府県民税 未納市町村民税	確定した税額 (事業税等を除く) → 税務上負債となる。 (別表五 (一) では負数表示)	納付の状況から転記

P9-8 設例 解答 ←2/3 追加

【誤】 3,015,600

【正】 1,915,600

P9-8 設例 解説 ←2/3 追加

【誤】 I 課税標準額に対する消費税額  
5,000,000円

II 控除過大調整税額  
 $220,000円 \times \frac{7.8}{110} = 15,600円$

III 控除税額  
2,000,000円

IV 差引税額  
 $I + II - III = 3,015,600円$

【正】 I 課税標準額に対する消費税額  
3,900,000円

II 控除過大調整税額  
 $220,000円 \times \frac{7.8}{110} = 15,600円$

III 控除税額  
2,000,000円

IV 差引税額  
 $I + II - III = 1,915,600円$

【法人税法・条文見出し】 1 ページ目

【誤】

第1章 通則						
				第1条	趣旨	

【正】

編 章 節 款 目 条 見出し						◆
第1編 総則						
第1章 通則						
				第1条	趣旨	

【法人税法・条文見出し】 1 ページ目

【誤】

第1章 各事業年度の所得に対する法人税						
		第1節 課税標準及びその計算				
		第1款 課税標準				
				第21条	各事業年度の所得に対する法人税の課税標準	◆

【正】

第2編 内国法人の法人税						
第1章 各事業年度の所得に対する法人税						
		第1節 課税標準及びその計算				
		第1款 課税標準				
				第21条	各事業年度の所得に対する法人税の課税標準	◆

【法人税法・条文見出し】 5 ページ目

【誤】

第1章 国内源泉所得						
				第138条	国内源泉所得	

【正】

第3編 外国法人の法人税						
第1章 国内源泉所得						
				第138条	国内源泉所得	

【法人税法・条文見出し】 6 ページ目

【誤】

					第 148 条	内国普通法人等の設立の届出	
--	--	--	--	--	---------	---------------	--

【正】

第 4 編 雑則

					第 148 条	内国普通法人等の設立の届出	
--	--	--	--	--	---------	---------------	--

【法人税法・条文見出し】 6 ページ目

【誤】

					第 159 条		
--	--	--	--	--	---------	--	--

【正】

第 5 編 罰則

					第 159 条		
--	--	--	--	--	---------	--	--

P1-13-7 事例文 7～13行目

【誤】

条文	項目	内容
37①	グループ法人間の寄附金	完全支配関係がある内国法人に対して支出した寄附金の額は、損金の額に算入しない。

【正】

条文	項目	内容
37②	グループ法人間の寄附金	完全支配関係がある内国法人に対して支出した寄附金の額は、損金の額に算入しない。

**租税法 法人税・基礎 2 過去問チャレンジ (EM26012)**

P31・32-3 解答1. 有利判定 ←2/3 追加

【誤】① 特別償却（即時償却）を行うことによる

所得に対する法人税額への影響額

$20,000,000 \times 23.2\% = 4,640,000$

② 特別控除  $20,000,000 \times 5\% = 1,000,000$

③ 判定 ①>② ∴ 即時償却の方が効果大

【正】① 特別償却（即時償却）を行うことによる

所得に対する法人税額への影響額

$20,000,000 \times 23.2\% = 4,640,000$

② 特別控除  $20,000,000 \times 5\% = 1,000,000$

通常の減価償却による所得に対する法人税額への影響額

$20,000,000 \times 0.286^* \times 23.2\% = 1,327,040$

\*イ  $20,000,000 \times 0.286 = 5,720,000$

ロ  $20,000,000 \times 0.08680 = 1,736,000$

ハ イ>ロ ∴ハ

法人税額への影響額 合計2,327,040

③ 判定 ①>② ∴ 即時償却の方が効果大

## 租税法 所得税 過去問チャレンジ (EM26014)

P5・6共-6 [資料1] ① ←3/9 追加

【誤】分離課税となる所得金額

上場株式等に係る譲渡所得の金額  $\triangle 200,000$ 円

一般株式等に係る譲渡所得の金額  $\triangle 500,000$ 円

【正】分離課税となる所得金額

上場株式等に係る譲渡所得の金額  $\triangle 170,000$ 円

一般株式等に係る譲渡所得の金額  $\triangle 500,000$ 円

## 租税法 過去問チャレンジ 理論編 (EL26031)

P1-13-2 事例文7～13行目

【誤】上記のようにA社の収益が向上し、経営の安定化が見込まれるようになったことから、令和7年6月末、QはA社を退職した。Qの退職時、A社は、同社の役員等の退職手当等の支給規程に基づき、役員等勤続年数に対応する退職手当として900万円をQに支払った。なお、Qに支払われた退職手当は業績連動給与に該当しないものであり、また、当該退職手当の全額（900万円）は不当に高額な金額ではなかった。同年7月以降、Qは、A社との関係を一切有していない。

【正】A社は、業績が芳しくないB社の経営を立て直すため、支援策の検討を開始した。支援策として、令和7年10月上旬、A社は、B社との間で、機械装置（時価1億円）を7,000万円（税抜）で売却する契約を締結した。同月下旬、当該契約に基づき、A社は保有する機械装置をB社に移転し、B社は契約代金をA社に支払った。

EL26906